

(様式第2号)

要 点 録

平成22年5月14日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第4回「第2部会」		
会議の開催日時	平成22年4月26日(月) 午後2時~4時		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	4名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員、榊原委員、 高山委員、中塚委員、松田委員、安田委員 (五十音順)		
会議の議題	1、基本計画(案)について 2、その他		
配布資料	なし		
審議等の内容	別紙のとおり		

島本町総合計画審議会 第4回「第2部会」 要点録

日時	平成22年4月26日(月) 午後2時～4時
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員 8名、事務局等 9名

1. 開会

事務局 それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第4回第2部会を開催させていただきます。

本日、審議会委員15名のうち、8名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは部会長、議事進行をお願いします。

部会長 それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声】

部会長 ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

【傍聴者入場】

2. 【案件1】 基本計画（案）について

部会長 前回は、2章の1.1節まで審議を行いましたので、今回は3章第1節開かれた行政から審議を進めたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

◎3章1節 「開かれた行政」 基本計画案 23 ページ

⇒事務局より概要を説明

部会長 それでは、今説明がありました内容についてご意見等をいただきたいと思いません。

委員 ここで書いてあることはいずれも結構なことだと思いますが、例えばこのような場合はこのようにするという一定の基準を設けてはどうでしょうか。「住民への説明会など活用する」は結構なことですが、実際にどうするという事について、例えば、多くの住民に影響がある場合はきちんと説明会を開くという、一歩踏み込んだ内容にしてはどうでしょうか。

事務局 具体的な部分については、実施計画の中だと思いますが、どの程度まで踏み込めるかについては、難しい面もあるとは思いますが、可能な限りルールに基づいてそのようなことができるよう取り組んでいきたいと考えています。現在は、担当する各課でそれぞれ取り扱いが異なっている状況があることについては、認識しています。

委員 説明責任を果たすということは当然のことですが、私は町の職員が、自治会の役員会に参加して一月に1回か二月に1回でも参加し、町は今こんな事を考えているとか、役員会のお話を聞きながら町政に対する要望を聞く、あるいは参加した町の職員が黒子になって自治会の行事について知見を述べるという仕組みがあっても良いのではないかと思います。町が一步踏み出して、住民の中に入り説明をするという取り組みが必要ではないでしょうか。

部会長 これから実際の計画の推進の場面で触れるべき問題もたくさんあるかと思いますが、事務局から何かそれに対して回答をお願いします。

担当課 現在のところ、一つひとつの自治会へ出向くことは取っていませんが、自治会長が集まれる自治会長連絡協議会という組織の事務局を自治・防災課が受け持っています。その事務局としては、総会や理事会、自治会長達の意見交換会など機会を通じて町の情報であるとか、自治会長からの要望や思いをうかがう場面を設けています。今後は、まだ思案的な部分ではありますが、出前講座の実施等について検討していきたいと考えています。

委員 ①で広報活動の充実があります。その最後段で「新聞、テレビ、地域情報紙などその他の媒体の活用に努めます。」とありますが、この時代、活用というよりはもう一步突っ込んで情報発信をしていくような積極的な姿勢が必要ではないかという気がします。一般的にこのごろ行政からの情報発信は、良い悪いは別にして、進んできていると思います。島本町もいろんな意味で、もう一步突っ込んだ情報発信に努めますという文言にできないのかという気がしますがいかがでしょうか。

担当課 意見をいただいた通り情報発信をさせていただき方向で文言の修正を検討します。

委員 先ほどと同じく、①についてですが、広報活動の充実ということで、なかなか行政としても財政が厳しく、情報発信にお金をかけてやるということは限られていると思いますが、企業などとの連携によって広告を載せてもらう代わりに広報紙を作成してもらうなど、そのような取り組みを既にされているのか、今後考えられているのかについてはどうでしょうか。

担当課 広告等については、現在のところは町のホームページに業者のホームページにリンクするバナーを掲載して、広告料をいただくという事業は実施しています。広報紙の広告については、現在のところ検討中で、事業の実施には至っていません。

部会長 将来的に広報紙への広告ということを行う可能性や、積極的な考えはあるのでしょうか。

担当課 紙面等の関係や広報紙の発行費用との兼ね合いはありますが、実施する方向も視野に入れ検討しているところです。

事務局 2章の10節の⑤で、22年の4月から自治・防災課が観光担当部署として位置づけられていまして、⑤の中でも「本町の歴史・文化や産業、イベントなどを観光資源として活用し、積極的な情報発信や案内の充実に努めます。」と新設をさせていただきます。

部会長 この部分は、これで切り上げてよろしいでしょうか。それでは第2節の説明を事務局よりお願いします。

◎3章2節 「住民参画・協働」 基本計画案 24 ページ

⇒事務局より概要を説明

部会長 ただ今の説明についてご意見をお願いします。

委員 ②のところですが、審議会での公募委員の参画が書かれていますが、私は、例えば水道料金や下水道料金の値上げや料金を変更する時に、審議会がいるのではないかと思います。審議会をつくって、内容を充実させるという取り組みが必要なのではないかと思います。住民参画という時に、自治会が結成されていない地区では、自治会は自主的につくるものになりますが、その援助といいますが、このようなメリットがありますということも紹介しながら自治会をつくってもらい、先ほども言いましたけれども、町の方から出向いて意見を聞いたり、町の考えを伝えるということも進めながら、全ての地域でつくってもらえるような援助という取り組みが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

部会長 今の話になりますと、かなり多岐にわたる話になるとは思いますが、自治会の結成について現状でも幾らかの援助があるとは思いますが、まだまだ援助という意味では広い意味での援助ではないかと思いますが、行政の方の説明をお願いします。

担当課 まず、自治会については、町内には自治会ができていないところもありますが、行政としてどのようなかたちでアプローチをして組織率を高めていくのかということは大きな課題と担当としても認識しています。ついては、どのような手法が採れるのかは、内部で個々具体的に詰めていく必要があるとは思いますが、やはり、未組織の例えばマンションであれば、管理組合等に出向いて自治会のメリットを前面に出して、魅力をわかっていただいて、つくってみようかと思っただけのような支援ができるのではないかと担当としては考えています。今後、町内にできていない地域がどの程度あるのかということ、個々具体的に私自身も研究し

ながら、アプローチについても勉強していきたい、積極的に進めていきたいと考えています。

部会長 先ほど値上げの問題について、何か審議会的な要素が必要ではという質問がありました。その点についてはいかがでしょうか。

事務局 水道料金の値上げについて審議会が必要ではないかという具体的な質問でしたが、町としては、現在、行財政改革を推進している中でも、手数料等の項目があります。行革プランを策定する段階でパブリックコメントを実施し、広く住民の皆さまにご意見をいただき、それを踏まえて行財政改革の計画をつくり、それに基づいて行政が内容を執行していくこととなります。当然、条例に関わる部分については、議会に上程し議会の中で御審議をいただいて、実施していく仕組みになっていますので、現時点で改めて個別での審議会の必要性は考えていません。

委員 例えば、水道料金は値下げですが、下水道料金は値上げとなっています。長い間変更されていないということもあって、この間、地域の状況や利用者の状況がどのように変わっているのかということもしっかりデータを出し合って議論しなければならない、それを簡単に決めるという問題ではないと思います。公営企業というかたちで進める必要があるのか、水道関係の公営企業と考えて、上水道と下水道を合わせた審議会をつくるということも一つの方向ではないかと思いますが、重ねて申し上げます。

事務局 再度同じような内容でご質問いただきましたが、現時点では先ほどの答弁申し上げた通りで御理解賜りたいと思います。

部会長 自治会の組織率はどのようになっているのでしょうか。

担当課 資料 22 の関連データ集の 16 ページを御覧いただきたいのですが、上段に自治会の状況があり、平成 21 年の 6 月 1 日現在ですが、加入率が 72.7%となっています。

部会長 当町では自治会の組織率と、防災関係の自主防災の組織率もこれに関わってくるのではないかと思います。現状ではいかがでしょうか。

担当課 同じく関連データ集の 8 ページに戻りますが、第 2 章の第 5 節のデータとして自主防災組織の状況があります。こちらは平成 21 年 4 月 1 日現在で、38.2%という状況になっています。

部会長 ③のボランティア活動の活性化は非常に重要なことだと思いますが、「住民が積極的にボランティア活動に参加し、気軽に利用できる環境の整備を推進します。」とありますが、もう少しわかりやすく説明をしていただけませんか。

事務局 第一段落の前半では、現在設立準備中のボランティア情報センターを念頭に、ボランティア情報の収集や提供、ネットワークの構築などを述べています。現時点では、情報センターについて設立準備中ですが、設立時期は未定となっています。後半の第二段落については、人材育成のほか、各分野のボランティアの活用

ということで、保育サポーターや緑と花いっぱい会などの各人材の育成について述べています。

委員 前回の第三次では、第1節がまちのイメージづくりになっていて、今回は開かれた行政というところが変わっています。どういうことかしばらく考えていましたが、特にここの第1節や第2節は、まちづくりにおいて、一つは行政、一つは住民、住民の中には企業市民も当然含まれると思いますが、そのような住民によって組織されるいろいろな組織が生まれて、それがネットワーク化されまちづくり全体に寄与するということになるのだらうと思いますが、その辺りの全体のそれぞれの組織の役割や責務がもう少しはっきりしないのかなと思いました。前回のまちのイメージづくりは、どのような目標を設定するのかという話になっているはずですが、目標があって、その目標は例えばここでは愛着や誇りという言葉が出ていますが、その目標に対して行政と住民の組織等の役割や責務がどうなっているのだらうかということが、もう少し上手くきっちり述べられないのかという感じがしました。一つは景観法では、基本的には良好な景観をつくるという目標があり、そのためには国と地方自治体と住民、企業のそれぞれの役割や責務が明確に最初に規定されています。何かそのようなところがどこかにないのか、あるいはそのようなものをきっちり規定しておかないと、これからまちづくり全体をどういう体制で進めていくのかということがもう少し明確にならないという気がします。最近、例えば新しい公共という言葉があり、そのためにどうするのかは国などでも言っている訳で、そのような考え方は町の何かをする時にどこか出てくるのではないかという気がします。もう少しとにかく少なくとも住民がつくる組織にはどのようなものがあって、それはどのような役割を果たすのか、それ以前に住民はそれぞれに住民はどのような責務を持つのか、その時に先ほどもありましたが、企業市民の役割は大きいということも特にこの町では、ということがもう少し書けないかなと思います。そのようなものがあり、例えばボランティアというものはどのような場面で必要で、それがどのような役割を果たすかということが、何か出てくるような気がするのですが、漠然とした言い方で申し訳ないのですが、もう少し体系的にはっきりできないのかということをお願いします。

部会長 町民から見た時に、見やすいと言いますか、考えやすいと言いますか、そのようなことではないかと思いますが、行政の方はいかがでしょうか。

事務局 ただいまいただいた意見は、まさにその意見を踏まえて、現在、島本町まちづくり基本条例の中身を検討してしまして、意見のあった住民の責務、町の責務、議会の責務ということで、三位一体での役割や島本町のまちづくりのあり方をまとめる条例案を取りまとめています。現在は正式に議会の議決を得ていませんので、この中で文言は入れていませんが、今言われたような意見のエッセンスを住民参画の基本的課題の中に盛り込む方向で検討させていただきたいと思います。

今申し上げましたまちづくり基本条例の中身については、条例の名称の議決をいただいていませんので、第2節の①の住民参加・参画のまちづくりの推進という項目は新設させていただきましたが、申し上げたまちづくり基本条例の案の中身を総括的に二行で書いてしまい、なかなかわかりにくいという部分もあると思いますので、そのあたりも踏まえて少し加筆修正を検討したいと思います。

委員 前にも申し上げたと思いますが、高槻の新しい総合計画ではそのあたりはかなり力をそそいでいるという話を聞いていますので、そのあたりも参考にして、特にここに関わる話だと思しますので、それもお願いします。

委員 島本町でも年に1回、ボランティア活動と言いますか、大掃除をするのですが、そのようなところに町の職員の参加はどのようなのでしょうか。もっと住民参加をお願いするという時に、町の職員がもっと積極的に参加するという姿勢があって、住民参加ももっと力強くなると思いますが、そのようなことを触れたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 年に2回、町の一斉清掃をやっておりますが、職員の参加率については把握し切れていませんが、言われた通り積極的に参加すべきだと思いますし、その他の行事についてもできるだけ役職の付いている職員は参加する方向で取り組みを進めています。また、一斉清掃についても課長会議の中で担当課長から周知されていますので、もっと参加するように取り組むべきだと思っています。

部会長 地域の学校は参加されています。小学校も中学校も府立高校も参加しているようで、徐々に広がっていくとは思いますが、御本尊の町の方がどうなのかという点は、今後の問題としてもらいたいと思います。NPOの組織の活動支援の項目がありますが、NPOの活動として本町ではどの程度登録されているのでしょうか。

事務局 町内のNPO法人は7法人あります。参考までに少し古いのですが、平成22年2月28日現在で大阪府内では2686の法人が認証されています。

部会長 他にないようでしたら、第3節に移りたいと思いますので、説明をお願いします。

◎3章3節 「住民交流・コミュニティづくり」 基本計画案 25 ページ

⇒事務局より概要を説明

部会長 ご意見をお願いします。

委員 島本町は他所から来られる方が多い町だと思います。年間でも千人近くの方が来られると言うことで、島本町を良くするために他所から来た人の感想などの声をしっかり聞く仕組みがほしいと常々思っています。例えば島本町に来られて、1年から2年たった人の意見を聞くような交流の場を考えてはどうかと思います。

がいかがでしょうか。

部会長 たまたま遊びに来たという人ではなく、島本町に居住されて1年か2年という意味ですね。そのようなアンケートを採られているようでしたらお願いします。

担当課 現在のところ、具体的に転入してこられた方に规则的にうかがう機会はなかったと思います。ただ、各種のサービスや制度においては、他府県や他市町に生まれていて島本町のサービスや制度を使われる時に、感想を聞く機会はそれぞれの運用している中で担当課ではあると思います。言われるようにそのあたりでの満足度も含めて聞く機会があっても良いとは思いますが、どのようなかたちで抽出して聞いていけば良いのかという手法的な部分はいろいろな課題があるのではないかと思います。貴重なご意見として承り、町が発展していくために町外から来られた方の意見を聞く機会については、できるだけ含めて一度勉強したいと担当としては考えています。

委員 住民交流促進の中で、文化祭について実施内容に掲載されていますが、この文化祭は住民ホールが今後使えなくなるというようなこともあり、どこで開催される予定で文化祭をあげているのかということをお聞きしたいのが一点です。それと、町民スポーツ祭なのですが、一番心配しているのは、年々参加者が少なくなっているように感じています。合わせて、住民の中でも学校のスポーツ祭ではないかと間違えるぐらい子どもさんの出場数も多く、町民スポーツ祭としては、過去に行っていたスポーツ祭と比べると年々寂しさを感じていますが、それに対しては、今後、どのように力を入れていかれようかとされているのでしょうか。また、高齢化になり、なかなかスポーツ関係は難しいかと思いますが、どのように進めていかれようかとされているのか、その点をお聞きします。

部会長 文化祭の開催場所の問題が一つと、もう一つは町民スポーツ祭が年に1回ありますが、参加者が年々少なくなっていることが見受けられます。今後のどのように進めていくのか、かたちを変えてやるような考え方があるのかということも含めてと思いますが、その点の回答をお願いします。

事務局 具体的には教育委員会に関する質問で、本日は担当課が出席しておりませんので、明確な答弁ができない状況で申し訳ありません。

具体的に文化祭やスポーツ祭についての今後の取り組みの方向については、文化祭は住民ホールはかなり老朽化が進んでいますので、今後の対応もありますが、拠点としては役場やふれあいセンターなどの既存の施設を活用して実施していくことになると思います。内容等については実行委員会なりで具体的に審議していただきながら、もっと今ままで以上に参加が増えるように、一つの住民交流の機会ですので、さらに活性化していくような取り組みを考えていく必要があると考えています。所管は教育委員会にはなっていますが、町全体の取り組みとして、今後のあり方についてもできるだけ多くの住民の皆さん方に参加していただいて、

ここの本来の主旨である住民参画と協働を実践していく取り組みを進めていきたいと思ひます。

委員 確認させていただきたいのですが、前回の総合計画の審議会でも担当者が来ていないという言葉が何点かあったと思ひますが、この審議会で審議するにあたり、担当課が来ていないということ自体は、審議内容を進めるにあたってどうなのでしょう。やはり、もう少し担当課の方に出てきていただいて、もっとも意見交換をしなければならないのではないかと思ひますが、そのあたりはどうなのでしょう。前回は担当課が出ていないということで、意見が流れてしまったということもありましたが、このような審議でよろしいのでしょうか。私は少し不安を感じていますがどうなのでしょう。

部会長 審議会の本質的な部分になると思ひますが、今の質問は教育委員会に関わるものですが、それに関わらず全ての面で担当があるのであれば、参加してもらいたいと思ひますが。その点、いかがでしょうか。

事務局 今は二つの部会に分かれてご審議いただひていまし、各部会の中で、3章の3節については、基本的には①、②、③は自治・防災課が所管しておりますので、自治・防災課は当然出席しています。今の質問は実施状況の中からのご質問で、この中には複数の課にまたがる事業も含まれていまし。その内容については私も具体的に答弁できない状況で、大変申し訳なかつたのですが、事務局としては基本計画の案の中の節に関わる部分で、本日ですと一定の関連する課も含めて担当する課の課長と担当者の出席をさせていまし。実施状況の中での総括的なご質問でしたので、教育の担当が出席しておらず答弁できなかったことは申し訳なく思ひております。ただ、基本的にはご審議いただく基本計画案の章と節の内容に関わる所管の課長は必ず出席することにしておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

委員 しつこいようですが、章と節に関しては分かりましたが、この実施内容の細かいことのチェックについては総合計画の審議会では、審議する内容としてチェックしなくても良いということになりますが、いかがでしょうか。

事務局 審議していただかないということではなく、実施した内容を取りまとめた中には各部局や各課にまたがる部分があり、多岐にわたって担当課が書いていまし。そのあたりの配慮も必要ですので、今後の部会の中では事務局でも十分に確認してお答えできるようにしていきましるのでよろしくお願ひします。

今から呼びに行きましるので、できましたらその他の部分でご審議いただひて、来ましたらお伝えしまし。

部会長 それ以外でいかがでしょうか。それでは、今の案件については後で説明いただきたいと思ひます。それでは第4章の国際交流について説明をお願ひします。

⇒事務局より概要を説明

- 部会長** この第4節国際交流の部分について、ご意見をお願いします。
- 委員** この国際交流の現状は、島本町ではどのような状況なのでしょうか。
- 事務局** 国際交流の現状についてですが、現在、島本町では国際交流協会という団体があり、そちらの団体で英会話教室、日本語教室、ホームステイの受け入れなどをいただいています。また、近隣在住外国人との交流も実施いただいています。先ほどNPO法人が7と申し上げましたが、国際交流を行う法人が1法人あるという状況です。
- 委員** そのような法人や活動されている団体に対する町の予算や援助はどうなっているのでしょうか。やはり予算がないと個人のボランティアも進まないと思います。ホームステイで受け入れるとしてもそれなりのお金がかかります。
- 部会長** NPOの団体があるという話が出ていましたので、ある程度NPOの活動そのものがそれに関わった時にその中で処理されると思います。
- 事務局** 国際交流協会に対して町から直接補助を出している状況はありません。NPO法人も独自にやられているという状況です。
- 委員** ということは、ここには促進と書いてありますが、何か他人頼みのものであって、促進というとやはり予算を組んでやるのが普通ではないかと思います。皆さんのお考えはわかりませんが、私はそうなのではないかと思います。推進するのに予算を出さないでやってくれ、やってくれというだけでは物足りない感じがしますが
- 事務局** 団体任せというご指摘がありました。金銭面で町の方から支援はありませんが、ここでも環境づくりを進めますということで、町としての関わりが薄い部分がありますが、今後は、国際交流協会やNPO法人への支援や連携の関わりを深めていく必要があるという意味でこのような表現にしております。
- 委員** 例えば島本町ですと相手の国と姉妹提携を結ぶという国は現在ありますか。
- 事務局** 現在は本町と姉妹都市を提携しているところはありません。
- 委員** 例えば、高槻市等では何か所かの国と姉妹交流をしています。向こうの学校の作文や絵などをどんどん送ってきますので、そのようなものがずっと壁に貼り出されていますし、また、市の職員や議員も何名か含んで毎年姉妹都市に行っています。そういうふうにして現地に行き、現地でいろいろな勉強してこられて、また向こうの国から高槻市に来られてお互いに交流されているのです。そういうようなこともやはり促進という言葉が使ってある限りは、島本町もやはりそういう国との姉妹関係があっても良いのでは、つくるべきではないかと思いますが、いかがなんでしょうか。

部会長 中学校あたりはどのようなのでしょうか。2つの中学校がありますが、交流事業のようなものはないのでしょうか。これも教育委員会の問題になるのかもしれませんが、いかがでしょうか。

事務局 部会長が言われた中学校については、中国や韓国などからの修学旅行生との交流会を実施しているということは聞いています。言われたような姉妹都市は、府内ですと43市町村のうち28市2町ということで、30の自治体が姉妹都市の提携を正式にされていると聞いています。隣の高槻市ですと3国の3市と姉妹都市提携されています。言われるような各種交流等も行われていると聞いています。その他の市町でも姉妹都市によっていろんな交流事業をされているという状況だと思いますので、これについては、現時点でするしないの明言はできませんが、今後の検討課題であるとは認識しています。

先ほどの文化祭と町民スポーツ祭に関しまして担当課長が出席しておりますので、ご説明させていただきます。

担当課 文化祭について、住民ホールがなくなることによって今後どうなるのかということですが、現在、実行委員会で検討しているのですが、今年度についてはそのまま使用する予定です。次回については、他の施設を利用するというので、例えば体育館であるとか、少し離れますがそのような場所で展示するとか、ふれあいセンターケリヤホールを展示の会場として使用していますが、それを町立体育館に移し、ケリヤホールで劇などを行うということです。今後については実行委員会と相談しながら対応していきたいと考えています。町民スポーツ祭の参加の減少については実行委員会でも悩んでいるところなのですが、今後は自治会の対抗戦を増やすなど、自治会への協力を求めるということと、今年からバスの運行をさせていただき、年長者の方に利用していただいています。それもあまり乗っていないということもあり、年齢をもう少し下げてもどうかということで、町内を巡回して水無瀬川緑地公園まで気軽に参加していただくなど、参加者を増やす方法を検討しているところです。今年度についてもバスの運行時間や回数を増やす、年齢を下げるといった工夫のもとでやっていくことを考えています。

委員 町民スポーツ祭なのですが、これは子どもの参加者の方が多いように思います。すごく高齢化が進んでおり、これと合わせて自治会もいろいろなかたちがあると思います。参加する方はスポーツ祭に集われますが、参加されない方はなかなか集みにくいといいますか、なかなかその自治会の中に入っていけないということがあります。というのは参加される方はお弁当が出るのですが、参加されていない方はお弁当が出ないとかいろいろあるのです。そこで自治会の方に入っていけないということもありまして、もう少し細かくチェックされた方が良いのではないかと考えています。それと合わせてスポーツ祭の前夜祭が過去においては行われていましたね。あれはなぜ中止にされたのでしょうか。もっともっとPRでき

るという意味からもすごく良かったように思うのですが、なぜ中止にされたのでしょうか。もう一つ、自治会のマラソンの競技も中止されたのはなぜなのでしょう。やはり盛り上がる競技がだんだんなくなってきたと思うのですが。

担当課 自治会の対抗戦に参加を求めるとしても、なかなか自治会も役員さんが参加してほしいとお願いに行っても難しいとされているようです。30代、40代の方にお願いしても断られることが多く、低年齢の競技であれば出られるということでした。前夜祭のリレーは自治会に入っているところと入っていないところがあり、通過するのが難しい問題もあり、警察からも火を持ってまわるということで、なかなか許可を出すにもかなり難しくなっているということです。自治会の協力と警察の許可の関係で実現が難しかったということです。

委員 これ以上は細かいことになりますので、これで結構です。

委員 私も昔はもっと盛り上がっていたと思いますが、今は20年や30年前に比べてスポーツも多様化されていると思います。高槻でやっている市民マラソンのような市民参加という感覚から考えて、逆に言うと町民スポーツ祭は町民参加のスポーツではないと思います。そのようなことも踏まえて全体的に考えても面白いのではないかと思います。今言われたようなバスのことや前夜祭もあるとは思いますが、もっと本当に盛り上げようと思ったら、もっともっと根本的に原因に何かあるのか考えないとこれではしんどいのではないかと思います。言われるように、頼みに行っても駄目で、子どものスポーツ種目になってしまう、辛口で言うともっと汗をかいて原因を追及すべきです。その上で無理だったら止めた方がいいのです。ハッキリ言うと、で違う種目を考えて、市民マラソンでも良いですし、サッカーでも良いですし、ラグビーでも良いのです。やはり考えるべきではないかと思えます。

部会長 今の話からしますと、いろいろ難しい話もあるとは思いますが、突っ込んだ展開で各実行委員会との交流を深めて、中身的に問題点の把握といいますか抽出を試みるのも一つで、進めていくか進めていくについても、その問題点の掘り起こしということになるのではないかという気がします。そのようなかたちにできるのかどうか回答があればお願いします。

担当課 今後、実行委員会の方でそれぞれの立場の方が役員やメンバーとしてきていただいていますので、そちらの方にも今日うかがった内容について申し添え、できるだけスムーズに皆さんが参加して賑わうように努力していきたいと思えます。

部会長 国際交流の部分については、意見がありましたが、それ以外にありませんか。ないようでしたら第4章のまちの基盤整備に入っていきたいと思えます。説明の方をお願いします。

◎4章1節 「土地利用」 基本計画案 28 ページ

⇒事務局より概要を説明

部会長 ではこの第1節の土地利用について、ご意見を賜りたいと思います。

委員 ②の市街化区域、市街化調整区域の区域区分の変更について、これはどのあたりをターゲットにして、今後、見直しをされようとしているのかということと、このぐらいのレベルの内容で、基本構想にうたっている内容が島本町として対応しているのかということ、それから地籍調査について、これは前回の三次からされているようですが、今後、もっと具体的にどのようにされるのか教えていただきたいと思います。

事務局 まず1点目の区域区分の変更については、概ね5年ごとに実施するものです。最終決定は大阪府でされるもので、前は平成17年実施しており、5年後ということですので、平成22年の本年度が変更の時期です。現時点では変更する予定はない状況ですので、平成27年にあるかないかということです。具体的にターゲットということでしたが、現時点では明確にこの部分とは決まっていません。ただ、2点目にも関連します基本構想の内容から土地利用の部分がこのぐらいで良いのかという質問ですが、これについては、現在都市計画マスタープランを昨年度から見直しをしています。本年度も地域別構想ということで、具体的な地域のあり方を取りまとめていく予定にしています。その中で、一体的な都市計画をまとめたマスタープランになりますので、①にあります「都市計画マスタープランに基づき総合的かつ計画的なまちづくりを推進」という部分で、都市計画に関わる全体的な部分については都市計画マスタープランに詳細に明記するというかたちで考えています。3点目の地籍調査については、大阪府は地籍調査について全国的にも実施状況がかなり低いということで、いろんなところからご指摘をいただいています。本町では平成16年に旧の町営東大寺、山崎住宅の跡地ですが、こちらの売却のために地籍調査を使って官民境界の調査を実施しています。面積にすると0.03k㎡ですので、微々たるものです。地籍調査をするにしても人と予算などさまざまな問題をクリアしていかなければならないと考えており、府内でもなかなかできていない状況もあるのですが、この件については議会からも指摘がありますので、これからも進めていく必要があると考えていますので、地籍調査の推進というかたちで一つの項目として位置づけをしています。

委員 都市計画マスタープランに基づきという部分ですが、都市計画マスタープランはこの総合計画に基づいて本来つくられるべきものではないのでしょうか。要するに計画の上位下位の関係が何か逆さまになっているような感じがします。すべての計画の大元になるのがこの総合計画ではないのですか。少し書き方がおかし

いような気がします、そのあたりはどうなのでしょう。

事務局 ご指摘の通り、総合計画が最上位計画でして、その下に都市計画に関わる部分で都市計画マスタープランがあります。ご指摘のように基づきというより、言い回しを検討させていただきたいと思いますが、あくまで総合計画があって、その下にそれぞれのプランがありますので、基づきという表現は精査したいと思います。ありがとうございました。

委員 2番のところで5年ごとの見直しと言われたのですが、次回の22年はなしということですが、私は専門的なことはよく分からないのですが、22年はなしということはどういうことでしょうか。

事務局 ②の市街化区域と市街化調整区域との区域区分の変更は、名前が長くわかりにくい部分もあるかと思いますが、市街化区域と市街化調整区域に線を引きそれぞれ分かれているのですが、例えば、今市街化調整区域になっているところを新たに市街化区域に編入することを総括してこのような言い回しにさせていただいています。申し訳ありません。平成22年に大阪府内で編入の線引きを一斉にするようになっており、本町では、今新たに市街化調整区域を市街化区域に編入する箇所がありませんので、22年は新たに線引きをする予定はありませんと先ほども答弁させていただきました。この内容については、そのようなかたちで市街化区域と市街化調整区域の変更をすることを、市街化区域と市街化調整区域との区域区分の変更としています。これは概ね5年ごとに実施するというので、最終的に大阪府で決定をしますが、その前に島本町の都市計画審議会にお諮りするということかたちになっています。

委員 これは基本計画ということで①から④まであり、一つひとつはこの内容で良いとは思いますが、基本構想の中で島本町の活性化について財政の問題も含めて将来はこうしていこうということをうたっています。人口はこのぐらいが目標であるなど、その構想に向かってこの計画ができていくという考え方が出てこなければ、この見直しというものはおかしいのではないかと思います。一つひとつに書いてあることは確かに22年に一斉に大阪府が見直しで、島本町は間に合っていないので仕方がないということになります。であれば次の5年先に向かってこうやってきたいということで、やはり構想に向かって計画が動く、その計画に向かってマスタープランが動くとハッキリと目標に向かって動かないことではただ書いてあるだけで、それが消えるということになってしまうのではないかという感じがします。

事務局 総合計画基本構想で土地利用のあり方については、明確に3つの区分に分けて書かせていただいております、それを踏まえての基本計画の土地利用となっています。28ページの土地利用についても、言われたように基本方針の中では、「自然環境や都市環境が調和した安全で快適なまちづくりを進めるため、総合的かつ計画的な

土地利用を推進します。」ということで、基本構想の内容を取りまとめて3行にしていますが、それを踏まえて4つの基本計画の項目があります。その中には当然、都市計画マスタープランとして地域全体を考えたまちづくりのあり方をまとめたプランがあります。そのプランに基づいて実施しますし、こちらの基本計画の4つの項目についても、実施計画の中で4つの項目の枝葉が付き、それぞれの事業が出てきます。基本構想があり、基本計画があり、実施計画があるのですが、その間にそれぞれ個別のプランもありますので、それらを全体的にとりまとめて実施していきたいと考えています。

委員 ということであれば、5年の間、島本町は何もさわらなくても我々の考えているマスタープランはできるということでしょうか。今の状態でさわらなくて今考えているいろいろなプランができるのでしょうか。5年後までさわらなくても良いように区分を変えておいて、マスタープランがあるので変えておいて、5年間はさわらなくても良いというのであればわかりませんが、5年後に見直しなので、それまでさわらず、マスタープランはこんなところにある、どうして進めるのですか。

事務局 元々の基本構想の部分では、町内をA、B、Cの3つのブロックに分けて、その地域の特性に応じた土地利用を進めていくということをうたっています。その中で特にBブロックについて見直しをしています。一つの理由としてはJR島本駅の設置効果などによる都市基盤の整備とともに、新たな施設の立地が期待される区域という目標を持って見直しをしています。そして、その構想に基づく基本計画になりますので、大阪府では22年に見直しの時期を迎え、概ね5年ですので、その間のいろいろな状況の変化や土地利用の変化に適宜対応していくことが基本的なスタンスですので、将来の平成31年を目標とはしていますが、その目標年次に基本目標が達成できるような施策の取り組みとして、土地利用は一つの大きな課題ですので、それについてここでは4つの項目をあげていますが、さらに具体的な地域については、今後も実施計画等で検討していくということになります。

委員 そのようなことであれば、島本町の都市計画マスタープランについて概要でも教えていただかなければ細目が分からないということにはなりませんか。

委員 私が思うには5年後に切り替えていくのであれば、今のスタートの時点でできていないといけないのではないですか。5年間サボらなくても良いようにしておかないと、この計画年度と府の5年ごとがずれているような気がしませんか。であれば、21年度に計画を立てておいて22年度に島本ではこことことをさわります。というのであれば分かりますが。

委員 この総合計画の検討時期が本来であればもっと後であったものを前倒しにしていることも関係しているのではないですか。

事務局 検討の時期がずれるという問題ではありません。元々基本構想は平成24年を目

標にしていますが、先ほどのような事情から前倒しで見直しをしています。それと地域の状況がどこの自治体でもそうですが、整合していれば問題はないのですが、地域の事情で前倒しをしたり、1年、2年遅れるという状況もあります。本町の場合は、計画の前倒しにはなりますが、そのようなことで実際の計画とは一致しない部分もありますが、今後、都市計画マスタープランも今のプランから見直しをしています。全体の構想に関わる部分については集約していますが、地域別の具体的な構想についても今年度見直しをする方向で作業を進めていますので、それと基本構想、基本計画、そして都市計画マスタープランの整合を当然図りながら進めていくということで事務を進めていますので、それについても今後、資料等をお示ししながらご審議をお願いしたいと考えています。

委員 であれば、市街化調整区域を変更についてさわるようなマスタープランの内容は含まれていないと考えたら良いのでしょうか。

事務局 今の質問は具体的な地域があるのかということによろしいでしょうか。現時点では明確な地域はありませんが、ただ、区域区分の変更、線引きの見直しについては、例えば市街化区域に変更する場合であれば、その地域の土地利用の成熟がある一定固まった段階で初めてできるものですので、現時点ではそのような市街化調整区域の中で明確に位置づけされ、熟度の高い区域はありません。

委員 要望になると思いますが、いずれにしても島本町の財政は非常に厳しいと言われる中で、我々住民としても心配しています。他の市町村と住民サービスに格差がついてくるということも住民としては出て行く理由になってしまいますので、何とか島本町の財政を立て直さなければならないということから、構想の中でも一番財政に影響があるのは、人口増や企業誘致などのために土地利用が大きいということは、誰しも分かった中で考えてきたものですので、市街化区域や市街化調整区域ということだけにこだわらず、①に総合的な土地利用の推進と書いてありますので、その中でも企業誘致や人口増になるような対策によって、島本町の財政を潤すという方向に持って行かなければならないのではないかとということを最後に付け加えておきます。

事務局 全くご指摘の通りだと思います。ですので、そのようなことも踏まえて、今回、基本構想については土地利用の方針を大きく3つに分けていますので、その中のBブロックについては、ご指摘の点を十分にしん酌しながら、例えば人口増加を図るための一つの手法として限られた土地を有効に利用するという事は、道筋としてそのようなかたちになると思います。その方針を大きく見直したということは、議会でもご審議いただき方向性を確認していただき、今の島本町の地域特性に応じた人口増加のための住宅開発や企業誘致は重要な課題と認識しています。いろんなかたちで危惧されています住民負担がどうなるのか、住民サービスをできるだけ低下させないようなかたちで維持していこうとすれば、財源の手当も必

要になってきますので、そのような町全体の今後の方向性を考える上で土地利用が不可欠であると認識しています。そのようなことも十分踏まえて、今後、適切な土地利用計画に努めていきたいと考えています。

部会長 そうしますと、この3番目の用途地域の見直しの検討という部分は2番目に関係してくるのでしょうか。

事務局 用途地域の見直しは、②の区域区分の変更と密接な関係があります。現行の市街化区域の中にも様々な用途区分があり、それを見直すという手法もあります。新たに市街化調整区域を市街化区域にすることによって用途地域を新たに設定する必要があります。現在の市街化区域の中の用途について地域の実情に応じて、例えば工業系であったものが、工業がなくなったので住居系にするということもあります。考え方としては2つの用途地域の見直しの手法があると考えています。

部会長 この中には将来的な部分も含まれているようですので、なかなかキチツとしたかたちでは捉まえにくい部分があるのではないかと思います。それ以外にありませんか。ないようでしたら、第2節の交通体系に移ります。

◎4章2節 「交通体系」 基本計画案 29 ページ

⇒事務局より概要を説明

部会長 交通体系に関連してご意見をちょうだいしたいと思います。

委員 島本の交通体系を考える場合、私は大沢、尺代の問題を排除するべきではないと思います。何らかの交通手段を考えるということを基本計画の中に入れておいてはどうかと思います。定期的な交通手段をつくるのが難しいとしても、町の行事が行われる時に、特別に配慮するなど、先ほどもスポーツ祭の時にバスを走らせるという話がありましたが、そのようなことをしてでも決して大沢、尺代を別にせず、きちっと島本町の施策の中に入れるということがわかるようにする必要がありますと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 大沢、尺代について道路の計画など基本計画に入れるということでしたが、現課では尺代地区については、議会でも審議いただきました尺代5号線の整備を計画しております。これについては都市計画道路水無瀬鶴ヶ池線から接道して尺代の集落につながるということで、現在1路線は確保できていますが、災害応急時に対応するということから平成25年を目標に整備を進めています。大沢地区については町道ではなく、府道として柳谷島本線から高槻側については伏見柳谷高槻線、一部大沢に行くには京都府になりますが、乙訓土木の管轄区域もあります。現在、京都府においては、一部、柳谷から大沢地区の道路の拡幅ということも整備されております。今後、確かに大沢に行くには府道の路線一つしかありませんが、徐々に大阪府でも拡幅できる場所については拡幅されているという認識は

しています。

委員

交通体系の2番のバス交通の充実についてですが、島本町のバスは若山台と水無瀬駅を結ぶ阪急バスが1路線と、国道にもありますが、主にこの路線だけではないかと思えます。その他として有効に活用されているのは町が走らせているふれあいバスがありますが、無料で高齢者しか乗れないということがあります。島本町は道路が狭く大きなバスが走れないというところ、尺代だけでなく山間部では便利の悪いところが多々あるということから、能勢町などではデマンドバスを小型のバスを使用してやっていますので、あのようなものを考えられないかと思えます。ふれあいバスは無料ですが、無料がよいとは限りませんので、それとミックスさせたデマンドバスを民間で運営するというのを考えて、高齢者でなくても車に乗れない、子どもを連れて乗れるというバスをつくる必要があるかと思えますが、いかがでしょうか。

担当課

バス交通の充実ということで、言われたようにバスについては、JR島本駅ができて若山台から経由するバスの本数も増えています。確かに、水無瀬駅、島本駅、若山台の地域を結ぶ阪急バスの運行ですが、ふれあいバスの関係については、お叱りを受けるかも知れませんが、担当が別でバスの運行がどのようになっているか把握しておりませんが、バスについては、土地利用の関係でバスの充実についても山間部の開発が予測されれば、現課としてはバス路線の充実を図っていきたいということでこの項目を書かせていただいています。また、関係機関との連携については、今後、協議をしていく中で改善を図っていきたいと考えています。

部会長

担当はどこの課になるのでしょうか。

事務局

お尋ねの主旨としては、バス交通の充実ということで、一つにはJR島本駅の開業にともないバス路線が拡充しています。それを山間部の大沢、尺代へもということで、定期的でなくても必要な時にバスの配備をするということも当然考えていく必要はあると思えますが、一つの事例でデマンドバスを民間の業者を参入させて行うという方式もあるかと思えますし、今の福祉バスとの関わりの中で、バスの路線の見直しもご指摘をいただいているところもありますので、今後のバスのあり方については、この章で言っている民間のバス、行政が運営している福祉バスのあり方も含めて検討していく必要あると考えていますが、この基本計画の中でそのようなことも含めて見直しをしていきたいと考えています。

委員

先ほどもありましたが、大沢の件で、柳谷から大沢に行くところで道路の拡幅の工事をしていると思えます。過去の道路と比べると相当いい道路になっていると思えます。そのようなことを考えると、大沢に福祉バスはバスの方が大きくて通れないというご意見を過去に聞いたことがあります。拡幅工事をされた後でもやはりふれあいバスは不可能なのでしょうか。これも消防になると思えますが、緊急の場合は高槻から入っているのでしょうか。やはり大沢の方も島本町の住民

ですので、手厚くして当然だと思います。過去には学校に行くお子さんのためにバスが上がっていたと聞いていましたが、今は何のバスも上がってきていないと聞いています。道路整備も進んだことですので、もう少し見直してもよいと思いますが、いかがでしょうか。

担当課 府道伏見柳谷線は京都府側ですが、幅員については言われたように1台通ればぎりぎりの路線ですが、対向できる幅を京都府側で施工されると聞いています。

委員 過去では対向できない幅員だったのですが、今は道路整備されてしっかり道路の拡幅ができています。そうしますと、ふれあいバスが最低1日1回上がってあげてもよいのではないかと思っています。住民は少ないとしても島本町の住民なので、手厚くしていただきたいと思っています。過去には学校の通学のバスが上がってきていたと聞いていますが、いかがでしょうか。救急はどのような体制になっているのでしょうか。

事務局 府道の拡幅整備にともない、大沢地区の世帯数に関わらず、1世帯でも2世帯でも当然町域の中を配備するような計画も必要になってくると思いますし、今回の府道の拡幅にともない、今まではバスが通れないという課題がありましたが、完了してバスが走行可能になったということもありますので、町で運行している福祉バスのあり方についても、当然、見直しが必要になると思います。ただ、今すぐにこうするという答えはできませんが、今の意見を基に現課でも協議するように進めていきたいと考えています。消防の救急の体制は確認して後ほど答弁させていただきます。

委員 皆さん方の話を聞いていて思うのですが、どうも総合的な交通政策の話になっていないという感じがします。まず、町内にどのような交通問題があるのかということを確認しておく必要があるのではないかと思います。お話を聞いていて山間部と市街地では交通問題が違っているようで、地域によって異なる交通問題があるということを確認すべきだと思います。その中で一つは公共交通の問題が明確に浮かび上がっていて、その公共交通ではバスの話しかしていませんが、自動車交通と公共交通をどのような関係を持たせるかということが非常に重要で、全て自動車でまかなうのであれば公共交通を言う必要ないということになります。町としてはそのような話ではないということで、では自動車交通にどれだけ頼り、路線バスと福祉バスのものを明確に分ける必要があると思いますし、場合によってはボランティアを活用できるような交通体系を組むことができる可能性もあると思います。このあたりはそれぞれの自治体が一番工夫できる部分で、工夫をしている部分だと思いますので、そのようなところに知恵を絞るべきではないかと思っています。やはり、交通弱者をどうするという項目があってもよいのではないかと思っています。渋滞の問題や交通安全の問題、交通公害の問題も

問題にならないのか、問題になるのか、特に大都市では歩けるまちづくりが非常に問題になっていますので、全体の交通体系の中で歩行者交通をどう位置づけるのかというのは非常に重要な問題で、自転車もちろんそうですが、歩行者交通や自転車交通に多くを頼ろうとするのであれば、それなりの対策が必要となります。公共交通にそこまで力を入れる必要はないということもできる訳で、やはりどのような交通問題があり、それに対してこのような対策を行いますというスタイルにしていただかないと、総合的交通体系、あるいは総合的交通政策にはならないだろうと思います。

部会長 言われたような内容について事務局で考え方を整理していただきたいと思いますが、いかがですか。

事務局 ご指摘いただいた点についてですが、先ほどからご意見をいただいておりますが、地域によって課題が変わっているということが現実としてありますので、平坦部における交通利便性の問題、山間部における交通アクセスをどう確保するのかという、大きくそのような問題がありますので、前段でまず交通体系そのものの課題を整理する必要があると思っていますので、そのような整理をしたいと考えています。公共交通は車社会と言われる中でCO2の問題などに発展していきますので、基本的には公共交通のアクセスを充実させるということが必要になってくるとはと思いますが、自動車交通の必要性もありますので、そのような課題整理について本日のご意見を踏まえて整理させていただきながら、まちの活性化と住民の生活利便性の向上を図るための方針をもう少しここに記述を加えていきたいと考えています。

委員 道路整備のところでは道路機能の維持向上とありますが、いろいろやらなければならないことはありますが、跨線橋は島本町の交通体系を考える上で特別に大事なところで、ここの整備をするということは欠かせないと思いますが、いかがですか。

担当課 桜井の跨線橋ですが、今年度、長寿命化の修繕計画を策定させていただきたいということで、議会でも承認をいただいております。確かに桜井跨線橋については、島本の東西を結ぶ唯一の高架橋ですので、そのような認識の中で、修繕策定業務の中にも入れていますので、今年度、橋梁の点検を実施し、その結果に基づいて今後考えていきたいと考えています。

事務局 先ほど質問のありました大沢地区への救急の対応についてですが、本町の消防署から救急の要請があれば本町から行っているということです。遅くなって申し訳ありません。

委員 都市計画道路の整備についてですが、未整備があと何本あるのか、確か島本町は3本ほど30、40年前に決められていると思いますが、その内の1本が先ほど言われた跨線橋の道路だと思いますが、あとの2本は、未着工路線の整備を進めま

すとありますが、これは本当に目処が立っているのか、規模も大きいし周辺は住宅が建っているの土地の確保ができていないのか、その辺りの見通しがあるのか、ないものを書くということもどうかという気がします。

事務局 都市計画道路は本町では7路線が都市計画決定されておりまして、そのうち3路線が整備済みです。整備済みは国道171号、水無瀬鶴ヶ池線、桜井駅跡線のJR島本駅から信号までの3路線となっています。あと4つの路線が計画決定のみで着工の目処が立っていないということで、府道が2本、町が2本となっています。平成16か17年ぐらいに府内一斉の見直しをしており、その中で町でもいろいろな検討をしまして、見直しは今言われたように住宅が張り付き、交通形態が変わり必要性がないものについては廃止すべきではないですかということで府内一斉に行われました。本町では4つの路線のうち大阪府が所管されます島本中央線と申しまして、西国街道とほぼ同じ路線となるかたちで高槻市から大山崎町へ抜けるメインとなる都市計画道路があります。それに合わせて国道へ出る町の路線が2本あります。この関係については必要性があるということで、現時点ではその時の見直しの対象から外しましたので、今後ともいろいろな社会経済情勢などの面があるとは思いますが、現時点では位置づけとして残していますので、今後とも整備を促進するというかたちで記載をさせていただいています。

委員 都市計画道路ではないのかもかもしれませんが、JR線沿いに道路用地が確保されていますが、あれは工事を進めてはどうでしょうか。

担当課 今言われているのは、昔の小畑農道からJR沿いを南へ行くところだと思いますが、そこについては町有地が一部あり、開発等でセットバックしていただいて広域的には道路の形態があります。まだ一部民地が残っているという状態です。本来は道路の計画を当時立てるということで開発業者にも協力していただいた経過もありますが、現在のところ用地はありますが、道路を新設するということまでは考えていません。ただ、必要が生じた場合については町有地がありますので、道路の新設はできるとは思いますが、先ほど申しましたように、今のところ計画は持ち合わせておりません。

部会長 時間も経過していますので、この問題については次回に申し送ってご審議いただければと思います。第1案件については以上としたいと思います。

【案件2】 その他

部会長 その他、事務局から何かありますか。

事務局 次回の部会は、欠席の委員を確認して調整します。

部会長 以上で本日の部会を終了します。 <終了>